

## 大阪市外郭団体における役職員等の採用等に関するガイドライン

- 1 大阪市外郭団体における役職員等の採用等に関する事項については、別に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。
- 2 役職員の採用について
  - (1) 外郭団体の役職員には、広く業務にふさわしい人材を求め、それぞれの職務に最適な人材を充てるものとする。
  - (2) 役員数については、法令等の定めに基づき適正な団体運営を確保するために必要な数にとどめ、その時々々の事業内容等に応じて増減する。
  - (3) 役員（取締役、監査役、理事、監事。ただし、無報酬のものを除く）の採用に際して、本市OB職員（勤続期間が 20 年以上又は管理職に就いたことがある本市一般職職員であった者）も対象とする場合は、公募手続を行うものとする。
  - (4) 前項の公募手続における選考の公正性・透明性を確保するため、役員選考委員会を設置するものとする。当該委員会には、業界に通じかつ独立性を有する外部有識者を含め 3 人以上を選考委員に選任するものとする。またその構成については、団体内部の役職員（内部・外部の区別は別表 1 参照）及び本市関係者の合計数は全選考委員の半数以下とする。
  - (5) 第 3 項の公募手続を行うにあたっては、多数の応募を獲得するため、募集対象の役員に期待される職務内容を具体的に開示するとともに、本市OB職員が選考に際して有利となるような募集要件を付けないものとする。なお、募集要件については、外郭団体評価委員会に報告するものとする（同委員会が必要に応じて意見を述べることができる）。
  - (6) また、第 3 項の公募手続を行うにあたっては、募集期間を 1 か月以上とし、必要に応じて就職支援会社等を活用するものとする。
  - (7) 本市OB職員を役員に採用する場合には、選考の公正性・透明性の確保に努め、採

用後は、速やかに選考の基準、経過及び理由を公表するものとする。

- (8) 第3項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、特例として、公募手続を行わずに本市OB職員を役員に採用することができる。ただし、(ア)に該当する場合は、あらかじめ特例期間を定めなければならない。

(ア) 公募を実施することにより市政改革の実現（本市事業経営形態の見直し、本市所有株式売却、持分処分等を含む）、本市事業の執行または団体業務の遂行に支障をきたすことが具体的に見込まれる場合

(イ) 経営破たんにより本市が経営監視を行う必要がある場合

- (9) 職員の採用に際して、本市OB職員も対象とする場合は、公共職業安定所（ハローワーク）の職業紹介事業により募集するものとし、必要に応じて公募手続も実施する等して公平・公正な手続により選考するものとする。また、2週間以上の募集期間を設けるものとする。

- (10) 第3項及び前項における「公募手続」は、本市ホームページに外郭団体の募集情報一覧を掲載し、外郭団体のホームページとリンクすることを条件とするものとする。

- (11) 本市OB職員が外郭団体に応募するに際しては、大阪市職員基本条例の手続を経るものとする。

- (12) 監事又は監査役については、少なくとも1人は外部の専門家に依頼するものとする。

### 3 本市OB職員である役員について

- (1) 在任年齢上限については、原則として国や民間の例を踏まえ満65歳までとする。なお、「満65歳まで」とは、当該年齢となる誕生日の前日の属する事業年度にかかる定時株主総会、定時社員総会、定時評議員会終結の時を意味する。

- (2) 大学教員、医師など他の本市OB職員と退職年齢が異なる職員については、満65歳を超えて在任することがある。

この場合、外郭団体はその理由について市長に報告し、市は毎年その状況を公表す

る。

- (3) 本市OB職員の役員報酬（年額）について、次のとおり上限を定める。ただし、経営評価結果に基づく役員業績評価により役員報酬を増額する場合は、上限額に5%を乗じて得た額の範囲内で、上限額を超えることができる。

| 役職区分<br>団体区分 | 会長、<br>社長、<br>理事長、<br>副社長・専務（代<br>表権のある場合） | 副社長<br>専務、<br>常務 | 取締役、<br>理事、<br>監査役、<br>監事 |
|--------------|--|------------------|---------------------------|
| I            | 1,000 万円                                   | 800 万円           | 700 万円                    |
| II           | 900 万円                                     | 720 万円           | 630 万円                    |
| III          | 800 万円                                     | 640 万円           | 560 万円                    |

団体区分については、別表2のとおり定める。

- (4) 複数の外郭団体から役員報酬を受け取る場合は、その合計額について、上記(3)の上限を適用する。なお、外郭団体の役員の兼務については、当該役員の職務の遂行に支障が生じない最小限度に留めるものとする。
- (5) 外郭団体は、本市OB職員である役員（元役員を含む）の報酬額について、本市の求めに応じて、事業報告、団体の法人税申告書別表「役員報酬手当等の内訳書」、支出伝票等を提供し上限内であることを報告するものとする。
- (6) 役員退職慰労金は支給しないものとする。
- (7) 外郭団体は、役員在任年齢上限、役員報酬額及び役員退職慰労金不支給に関する必要な規定の整備を行うものとする。
- (8) 外郭団体は、本市OB職員である役員（元役員を含む）の職務・任務について、本市の求めに応じて、出社票、会議等の議事録、報告書等を提供し執行状況を報告するものとする。

#### 4 本市OB職員である一般職員（執行役員を含む）について

- (1) 本市OB職員が在職できる年齢の上限は、国や民間の再就職の例を踏まえ、満 65 歳までとする。
- (2) 退職金は支給しないものとする。
- (3) 外郭団体は、一般職員の在職年齢上限及び退職金不支給に関する必要な規定の整備を行うものとする。

#### 5 本市OB職員である顧問・相談役等について

- (1) 外郭団体は、本市の求めに応じて、本市OB職員である顧問・相談役等（役職の名称は問わない。なお、業務委託契約を含み、名目の如何を問わず、金員を支払う全てを対象とする）に就任した者への金員の支払い及び職務・任務の状況を報告するものとする。
- (2) 解嘱時における慰労金等は支給しないものとする。

#### 6 情報公表の徹底について

外郭団体は、本市OB職員の報酬等、福利厚生、在任・在職上限、就労条件など再就職の状況について、市長へ報告するとともに、市は毎年その状況を公表する。

(平成 18 年 6 月 5 日市長決定)

(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 23 年 12 月 9 日一部改正)

(平成 24 年 12 月 10 日全部改正)

(平成 25 年 7 月 1 日一部改正。ただし、改正後の「2 本市OB職員である役員について」の(3)の規定については、施行日以後に開始する役員任期から適用する。)

(平成 25 年 10 月 22 日一部改正)

(平成 26 年 8 月 1 日一部改正)

(平成 26 年 10 月 1 日一部改正)

(平成 27 年 2 月 17 日一部改正)

(平成 27 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 27 年 8 月 1 日一部改正)

(平成 27 年 9 月 29 日一部改正)

(平成 28 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 28 年 12 月 1 日一部改正)

(平成 29 年 6 月 14 日一部改正)

(平成 29 年 10 月 1 日一部改正)

(平成 30 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 31 年 4 月 1 日一部改正)

別表 1

|        | 役職員等区分                          | 備 考   |
|--------|---------------------------------|---|
| 内<br>部 | 代表取締役・代表理事<br>(過去にその地位にあった者を含む) | 代表権を付与している者の意味。社長・理事長か否かを問わない。また、非常勤か否かを問わない。   |
|        | 取締役・理事<br>(過去にその地位にあった者を含む)     | 副社長、専務、常務の役職が付された取締役、使用人兼務取締役、専務理事、常務理事が典型であるが、役職の有無は問わない(平取締役、平理事を含む)。大阪市の常勤基準に該当するか否かは問わない。ただし、会社法に定める社外取締役の要件を満たす者は除く。 |
|        | 監査役・監事<br>(過去にその地位にあった者を含む)     | 大阪市の常勤基準に該当するか否かは問わない。ただし、会社法に定める社外監査役の要件を満たす者は除く。  |
|        | 顧問、相談役、参与<br>(過去にその地位にあった者を含む)  | 団体との間の嘱託契約、顧問契約、委任契約等を締結しているもの。ただし、契約の相手方がその専門性に着目し、有資格者(例えば、弁護士、税理士、公認会計士。契約の相手方が法人の場合も同じ)の場合は除く。                        |
|        | 職員                              |   |
| 外<br>部 | 社外取締役・社外監査役                     | 非業務執行性が必要。会社法第2条第15・16号の要件を満たす者であること。要件が非常に厳格であることに注意。  |
|        | 株主、社員、評議員                       | ガバナンスの主体である。ただし、大阪市は除く。   |
|        | 弁護士、税理士、公認会計士(法人を含む)            | その専門性に着目し、法人・団体と対等な関係に立ち第三者的立場にある。なお、法人・団体との間で、監査契約、顧問契約、アドバイザー契約を締結している者でも構わない。  |

別表 2

| 団体<br>区分 | I  | II  | III            |
|----------|--|---|----------------|
| 団体<br>名  | 大阪市住宅供給公社<br>(株)大阪市開発公社<br>クリアウォーターOSAK<br>A(株)<br>阪神国際港湾(株) | アジア太平洋トレードセンタ<br>ー(株)<br>(一財)大阪市文化財協会<br>大阪港埠頭(株)<br>大阪港埠頭ターミナル(株)<br>大阪港木材倉庫(株)<br>大阪市街地開発(株)<br>大阪外環状鉄道(株)<br>(株)大阪港トランスポートシ<br>ステム<br>(株)大阪城ホール<br>(株)大阪水道総合サービス<br>(株)湊町開発センター<br>クリスタ長堀(株)<br>(公財)大阪国際交流センター<br>(公財)大阪市救急医療事業団<br>(社福)大阪社会医療センター | (公財)大阪国際平和センター |